

令和6年4月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、今般、新たに、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」が添付資料のとおり定められ、厚生労働省老健局から都道府県等に通知が発出された旨の連絡です。

改正内容としては、「主任介護支援専門員研修実施要綱」の対象者における、専任の介護支援専門員としての従事期間について、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとするとの記載が新たに追加されています。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1248

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）

(令 6. 4. 4 老発 0404 第 3 号 厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737